

徳島県介護保険事業者事故報告取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法に基づく運営基準により、指定介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う市町村及び広域連合（以下「市町村等」という。）への事故報告について、必要な事項を定めるものとする。

2 報告すべき事故の範囲

各事業者は、次の事由に該当する事故が発生した場合には、速やかに市町村等に報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故を含むものとし、通所、入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

イ けが等については、医療機関の受診を要したものを報告すること。また、けが等の対象には、異食、誤嚥、誤薬等の発生により、医療機関を受診したものを含むものとする。

ウ 事業者側の過失の有無に関わらず、イに該当する場合は報告すること。

エ 利用者が病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生

利用者の処遇に影響があるもの（利用者からの預り金の横領など）については報告すること。

(3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

事業者は、事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の保険者である市町村等へ報告を行うこと。なお、緊急性、重大性の高い事故については、直ちに市町村等へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行うこと。

4 市町村等から県への報告

市町村等は、県が指定する事業者から受けた事故報告の内容が次の事由による場合は、事故報告の写しの提供等により県に報告すること。

(1) 事故により利用者が死亡した場合

(2) 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われる場合

(3) 指定基準違反のおそれがある場合

(4) その他、事例を他の事業者に情報提供することにより、同様の事故の発生の防止に資すると思われる場合

5 その他

市町村等が既に要領等を定めている場合には、事業者は当該要領等の内容も踏まえて対処すること。

附則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。